



答 申 第 7 8 4 号  
令和元年 10 月 15 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和元年 10 月 15 日付け神消警司第 1053 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 スマートフォンを活用した通報システムを導入し、事故状況等の映像、通報者の位置情報等を収集することは、事故等発生箇所の迅速な特定、応急処置の口頭指導による救命率の向上等に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による  
通報システムの導入について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙  
答申 784

◎：条例第7条第3項に該当する情報

【災害出動の要請又は救急要請に関する情報】

◎救急車を必要とする傷病者の状態

- ・通報者の位置情報
- ・通報開始・終了日時
- ・通話時間
- ・電話番号

※個人情報以外の情報

- ・火災及び事故等の形態



答 申 第 7 8 5 号  
令和元年 10 月 15 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 10 月 15 日付け神消警司第 1054 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による通報システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 事故状況等の映像による通報システムを導入して、通報者のスマートフォンとの間で送受信することにより、映像情報及び位置情報を電子計算機処理することは、事故等発生箇所の迅速な特定、応急処置の口頭指導による救命率の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

スマートフォンを活用した火災や事故状況等の映像による  
通報システムの導入について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 785

◎：条例第11条第2項に該当する情報

【電子計算機処理を行う情報】

◎救急車を必要とする傷病者の状態

- ・通報者の位置情報
- ・通報開始・終了日時
- ・通話時間
- ・電話番号

※個人情報以外の情報

- ・火災及び事故等の形態